

静岡県告示第347号の5

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第30条の規定に基づき緊急消毒を実施する。

令和元年10月31日

静岡県知事 川 勝 平 太

1 実施の目的

県内における緊急的な豚コレラのまん延防止のため

2 実施する区域

県内全域の6頭以上の豚又はいのしし飼育施設（実験動物施設を除く。）及びその他家畜保健衛生所長が必要と認める豚又はいのしし飼育施設

3 実施の期日

令和元年11月1日から令和元年11月29日まで

4 消毒方法

消石灰の飼育施設内（豚舎周囲及び衛生管理区域外縁部）散布